

山陽小野田市空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市内の空き家の情報を市内外に発信することにより、中古住宅市場での流通を促進し、管理不全空家等の発生を未然に防止するとともに、空き家の活用による移住定住の促進及び地域振興を図るため、山陽小野田市空き家バンクの実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等（同法第2条第2項に規定する特定空家等を除く。）をいう。
- (2) 空き家 市内に存在する空家等（近く居住しなくなる見込みのものを含む。）をいう。
- (3) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (4) 空き家バンク 空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から申請を受けて登録した情報を市長が必要と認める範囲で公開し、空き家の利用を希望する者に対し提供するものをいう。
- (5) 暴力団 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家バンクへの登録申請対象者)

第4条 空き家バンクへの登録を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 空き家の所有者等

(2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

(空家等の登録申請)

第5条 空き家バンクに空き家の情報を登録しようとする所有者等（以下「登録申請者」という。）は、空き家バンク登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 建物の登記全部事項証明書（未登記の場合は、固定資産課税台帳兼名寄帳の写し等）

(2) 土地の登記事項証明書

(3) その他市長が必要と認めるもの

2 登録申請者は、前項の規定による申請を行う場合において、当該空き家について権利を有する者がほかにあるときは、その全ての者から空き家バンクへの登録についての同意を得なければならない。

(登録及び公開)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容及び現地を確認し、適当であると認めたときは、登録申請者及び空き家に関する事項を空き家バンク登録台帳（様式第2号。以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録・空き家バンク利用希望者登録決定・不決定通知書（様式第3号）により登録申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により登録した空き家（以下「登録空き家」という。）の情報を全国版空き家・空き地バンクで公開するほか、適切な方法で公開するものとする。

4 第1項の規定による登録の期限は、当該登録空き家の登録日の属する月の初日から起算して2年間とする。ただし、登録期限後の再登録を妨げない。

5 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出をしていない空き家で、

登録台帳に登録することが適當と認められるものについて、当該空き家の所有者等に対して登録台帳の登録を勧めることができる。

(登録事項の変更)

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク登録事項変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第8条 登録者は、契約が成立したとき、又は当該登録空き家の登録を取り消そうとするときは、速やかに空き家バンク登録取消届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録空き家の登録を取り消すとともに、空き家バンク登録・空き家バンク利用希望者登録取消決定通知書（様式第6号）により当該登録者に通知するものとする。

- (1) 前項の空き家バンク登録取消届の提出があったとき。
- (2) 登録空き家に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
- (3) 登録空き家の売却、賃貸等の契約が成立したとき。
- (4) 登録から2年を経過したとき。
- (5) 登録事項に虚偽があったとき。
- (6) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとわかったとき。
- (7) その他市長が適当でないと認めたとき。

(利用希望者の申請等)

第9条 登録空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、空き家バンク利用希望申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認ができる書類
- (2) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、利用希望申請者が次に掲げる全ての要件を満たす場合は、当該利用希望申請者を空き家バンク利用希望者登録台帳（様式第8号）（以下

「利用希望者登録台帳」という。)に登録するものとする。

(1) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が提供することを適当と認めたとき。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録・空き家バンク利用希望者登録決定・不決定通知書により利用希望申請者に通知するものとする。

(利用希望登録者に係る登録事項の変更の届出)

第10条 前条第3項の規定による通知を受けた者(以下「利用希望者」という。)は、登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク利用希望者登録台帳登録事項変更届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(利用希望者登録台帳の登録取消)

第11条 利用希望者は、契約が成立したとき、又は当該利用希望者登録台帳の登録を取り消そうとするときは、速やかに空き家バンク利用希望者登録台帳登録取消届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用希望者に係る利用希望者台帳の登録を取り消すとともに、空き家バンク登録・空き家バンク利用希望者登録取消決定通知書により当該利用希望者に通知するものとする。

(1) 前項の空き家バンク利用希望者登録台帳登録取消届が提出されたとき。

(2) 第9条第2項の要件を満たさなくなったとき。

(3) 暴力的又は脅迫的な言動又は要求行為を行ったとき。

(4) 空家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(5) 空き家バンク利用希望申請書等申込内容に虚偽があったとき。

(6) 利用希望者登録台帳に登録後、2年を経過したとき。ただし、登録期限後の再登録を妨げない。

(7) その他市長が適当でないと認めたとき。

(情報提供等)

第12条 市長は、必要に応じて、登録者及び利用希望者に対して、利用希望者登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

2 前項に規定する情報提供のうち、個人情報に関する事項は、空き家バンク物件利用希望通知書（様式第11号）により当該登録空き家の登録者に對しその旨を通知し、登録者情報通知書（様式第12号）により利用希望者に登録者情報の情報を通知する。

3 市長は、登録者及び利用希望者との登録空き家に関する交渉及び売却、賃貸等の契約については、直接これに關与しないものとする。

(個人情報の保護)

第13条 第5条第1項及び第9条第1項の規定により空き家バンクに登録されている個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるところによる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

